

横浜市情報公開・個人情報保護審査会答申
(答申第1538号)

平成30年12月18日

横情審答申第1538号

平成30年12月18日

横浜市教育委員会 様

横浜市情報公開・個人情報保護審査会

会長 藤原 静雄

横浜市個人情報の保護に関する条例第53条第1項の規定に基づく諮問
について（答申）

平成29年4月28日教北指第20号による次の諮問について、別紙のとおり答申
します。

「平成28年度いじめ認知報告書（特定小学校2月分）」及び「特定小学校
特定学年特定組に在籍する特定児童が受けたいじめについて、担任がいじめ
に関して記録した書類及び個人メモ」の個人情報一部開示決定に対する審査
請求についての諮問

答 申

1 審査会の結論

横浜市教育委員会が、「平成28年度いじめ認知報告書（特定小学校2月分）」及び「特定小学校特定学年特定組に在籍する特定児童が受けたいじめについて、担任がいじめに関して記録した書類及び個人メモ」の保有個人情報を一部開示とした決定は、妥当である。

2 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、「平成28年度いじめ認知報告書（特定小学校2月分）」（以下「個人情報1」という。）及び「特定小学校特定学年特定組に在籍する特定児童が受けたいじめについて、担任がいじめに関して記録した書類及び個人メモ」（以下「個人情報2」という。個人情報1及び個人情報2を総称して以下「本件保有個人情報」という。）の個人情報本人開示請求（以下「本件本人開示請求」という。）に対し、横浜市教育委員会（以下「実施機関」という。）が平成29年3月21日付で行った個人情報一部開示決定（以下「本件処分」という。）の取消しを求めるというものである。

3 実施機関の一部開示理由説明要旨

本件保有個人情報については、横浜市個人情報の保護に関する条例（平成17年2月横浜市条例第6号。平成30年3月横浜市条例第8号による改正前のもの。以下「条例」という。）第22条第3号に該当するため、一部を非開示としたものであって、その理由は次のように要約される。

- (1) 本件保有個人情報のうち個人情報1については、本人開示請求者以外の個人の発言内容・行動の記録の情報が記載されており、これは、本人開示請求者以外の個人に関する情報であって、本人開示請求者以外の特定の個人を識別することはできないが、開示することにより、本人開示請求者以外の個人の権利利益を害するおそれがあるため、本号本文後段に該当し、非開示とした。
- (2) 個人情報2については、本人開示請求者以外の個人の氏名が記載されており、当該記載は、本人開示請求者以外の個人に関する情報であって、本人開示請求者以外の特定の個人を識別することができるため、本号本文前段に該当し、ただし書アからウまでのいずれにも該当しないことから、非開示とした。

また、本人以外の個人の発言・行動記録が記載されており、当該記載は、本人開示請求者以外の個人に関する情報であって、本人開示請求者以外の特定の個人を識別することはできないが、開示することにより、本人開示請求者以外の個人の権利利益を害するおそれがあるため、本号本文後段に該当し、ただし書アからウまでのいずれにも該当しないことから、非開示とした。

4 審査請求人の本件処分に対する意見

審査請求人が、審査請求書、反論書、意見書及び意見陳述において主張している本件処分に対する意見は、次のように要約される。

なお、本件本人開示請求及び本件審査請求は、保護者である法定代理人が本人開示請求者である児童に代わって行ったものである。

- (1) 本件処分を取り消し、本件保有個人情報の全部を開示するよう求める。
- (2) 本件保有個人情報は、いじめに関する担任の具体的な指導内容、行動及びその記録、いじめを受けていた本人である審査請求人及びその保護者である法定代理人と担任との面談記録が記載されていると思われるが開示されていない。開示されていない情報には、条例第22条第3号ただし書イに規定する「人の生命、健康、生活又は財産を保護するために開示が必要であると認められる情報」が相当数含まれており、この内容を確認することは審査請求人の生命の保護に直結すると考える。
- (3) 非開示部分は、担任と審査請求人の保護者の記録や、実際に担任が公務員として職務遂行に係る情報が相当数含まれると推察される。

公務員等の情報については、当該公務員等の職務遂行に係る情報である場合には公務員等の職名と職務遂行の内容については開示すべきである。

- (4) 横浜市いじめ防止基本方針（平成25年12月策定。平成29年10月改訂前のもの。以下「市基本方針」という。）に第4章(7)ア「いじめを受けた児童生徒及びその保護者への適切な情報提供」という項目もあるが、本件処分がこの適切な情報提供を妨げている。
- (5) 本件に係る開示請求書の受付日は平成29年3月3日、決定通知書の日付は平成29年3月21日であり、条例に規定する14日以内の決定がされていない。
- (6) 個人情報1の開示部分には、学校長と担任との情報共有をいじめ防止対策委員会の開催と記載するなどの誤りがあり、個人情報訂正請求を行ったが証拠不十分として非訂正決定を受けた。その後、実施機関は審査請求人の記録や主張と異なる内容で訂正している。いじめ対策を行っていたという学校に都合のよい虚偽の内容を記

載していたと考えざるを得ない。

- (7) 個人情報2の開示部分には、本人開示請求者以外の個人の氏及び行動が記載されており、非開示基準の適用に統一性が見られず恣意的に運用されている。個人情報1の記述に疑義がある以上、いじめの発生原因の追求に重要な記録である個人情報2の開示を受けて照合する必要がある。

5 審査会の判断

- (1) いじめに係る対応の事務について

横浜市は、いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号。以下「法」という。）第12条に基づき、いじめの防止等の取組を市全体で円滑に進めていくことを目指し、全ての子どもの健全育成及びいじめのない子ども社会の実現を方針とした市基本方針を策定している。

横浜市立学校においては、いじめ防止対策を始め、いじめを受けていると思われる場合やいじめの訴えがあった場合等には、市基本方針に基づき対応を取ることとされている。

各学校は、法第13条に基づいて学校いじめ防止基本方針を策定し、いじめの防止、いじめの早期発見及びいじめへの対処等に関する措置を実効的に、さらに組織的な対応を行うため、法第22条に基づき学校長等の当該学校の管理職、児童支援主任教諭、学級担任等の複数の教職員等により構成される学校いじめ防止対策委員会を設置することとされている。

教職員は、いじめの訴えがあった場合等は速やかに学校いじめ防止対策委員会に報告・相談し、学校は、学校いじめ防止対策委員会で情報共有を行った後、管理職のリーダーシップの下、事実関係の確認やケースカンファレンスを行い、組織的に対応方針を決定するなど、法第23条第2項に基づきいじめの事実の有無の確認を行うための措置を講ずるとともに、その結果について、いじめ認知報告書を用いて、毎月、実施機関に報告することとされている。また、教職員は、学校の定めた方針等に沿って、いじめに係る情報を適切に記録しておくこととされている。

- (2) 本件保有個人情報について

個人情報1は、平成29年2月末時点で特定小学校が認知し、対応しているいじめ案件について、特定小学校が法第23条第2項に規定するいじめ事案の報告をするため実施機関に提出したいじめ認知報告書のうち、特定学年特定組に在籍する特定児童である審査請求人本人に関わる部分である。いじめ認知報告書には、いじめ案件

を認知した日以降の対応状況等の経過が日付とともに記録されており、概要、対応状況等の各欄は、担任教諭から報告された内容に基づいて、児童支援専任教諭が入力して作成している。

個人情報2は、審査請求人に対するいじめの訴えがあった案件について、担任教諭が被害児童及び加害児童並びに各児童の保護者等（以下「関係児童等」という。）から聞き取り、又は直接見聞きし、指導するなどした内容について時系列で記録をとり作成した資料である。担任教諭の手書きの記録と、手書きの記録を基に整理してワープロで打ち直して作成した文書がある。

実施機関は、個人情報1については、本人開示請求者以外の個人の発言内容・行動の記録（以下「非開示部分1」という。）を、個人情報2については、本人開示請求者以外の個人の氏名及び個人の発言内容・行動の記録（以下「非開示部分2」という。非開示部分1及び非開示部分2を総称して以下「本件非開示部分」という。）を、いずれも条例第22条第3号に該当するとして非開示としている。一方、審査請求人は、条例第22条第3号ただし書イに該当するとして全部開示を求めている。

(3) 条例第22条第3号の該当性について

ア 条例第22条第3号本文では、「本人開示請求者以外の個人に関する情報・・・であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により本人開示請求者以外の特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、本人開示請求者以外の特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）又は本人開示請求者以外の特定の個人を識別することはできないが、開示することにより、なお本人開示請求者以外の個人の権利利益を害するおそれがあるもの」が含まれている場合は、当該保有個人情報を開示しないことができると規定している。また、本号ただし書では、「イ 人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、開示することが必要であると認められる情報」及び「ウ 当該個人が公務員等・・・である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち当該公務員等の職及び当該職務遂行の内容に係る部分」については、本号本文に規定する開示しないことができる個人に関する情報から除くことを規定している。

イ 当審査会は、本件非開示部分の本号本文の該当性について次のように判断する。

当審査会が見分したところ、非開示部分1には、担任教諭等の実施機関の職員が本人開示請求者以外の個人から面談等により聞き取り、又は当該職員が直接見聞きし、指導した際の本人開示請求者以外の個人の発言・行動記録が、非開示部分2には本人開示請求者以外の個人の氏名及び個人の発言・行動記録が具体的かつ詳細に記載されていた。本件非開示部分に記載された情報は、本人開示請求者以外の個人に関する情報であって、開示することにより本人開示請求者以外の特定の個人を識別することができるものであるか、特定の個人を識別することができないとしても本人開示請求者以外の個人の権利利益を害するおそれがあるため、本号本文に該当する。

ウ 次に、審査請求人は、本件非開示部分が本号ただし書イに該当するとして開示を求めているので、これについて検討する。

(ア) 当審査会で平成30年7月24日に実施機関から事情聴取を行ったところ、次のとおり説明があった。

本件非開示部分には、学校が関係児童等へ聞き取り、指導した内容が記載されている。その開示の判断に当たって、①審査請求人である本人の生命等を守ることができるか、②聞き取りをした関係児童等の利益等を害することがないかの二つを比較衡量した。

聞き取り調査は、他の者に安易に漏らすことのないように十分配慮した上で行われるものであり、通常その内容を開示すると関係児童等が精神的負担を感じることに加え、限定された地域で日常生活を送る関係児童にとってその人間関係に支障をきたすおそれが出てくるなど、関係児童の利益を害するおそれがある。このような情報を審査請求人である本人の生命等を保護するために開示することが必要とまでは判断できなかった。

(イ) 法及び市基本方針においては、いじめがあった場合、被害児童生徒及び保護者に対する適切な情報提供を行うことと同時に情報提供に当たっては他の関係児童等のプライバシーに配慮するなどの関係者の個人情報に十分配慮することが規定されており、このことも踏まえて、本市の個人情報本人開示制度では、条例の規定に基づいて非開示としたことの妥当性を判断することとなる。

(ウ) 本号ただし書イの規定は、当該情報を開示することにより保護される人の生命、健康、生活等の利益と、これを開示しないことにより保護される個人の権利利益を比較衡量し、前者の利益が後者のそれを上回るときにはこれを開示す

る趣旨である。

- (エ) 本件非開示部分には、審査請求人に対するいじめに関する案件について事実確認をする等のために、担任教諭等が審査請求人以外の第三者である関係児童等から聞き取り、又は直接見聞きした関係児童等の言動や認識等が具体的に記録されている。関係児童等に対する聞き取り調査は、その性質上、他の者に公にされることのないように十分配慮した上で行われるものであり、聞き取りを受ける関係児童等も、他の者に公にされないことを前提として聞き取りに応じていると考えられる。

そのため、これを開示すると関係児童等の精神的に大きな負担となることや限定された地域で日常生活を送る関係児童等の人間関係に支障をきたし当該児童の健全な発育に影響を及ぼすなど関係児童等の利益を害するおそれがある秘匿性の高い情報である。

- (オ) 当審査会で本件保有個人情報を見分したところ、開示することにより保護される審査請求人の生命、健康、生活等の利益と当該情報を開示しないことにより保護される審査請求人以外の権利利益を比較衡量した場合に、前者の利益が後者のそれを上回るとまではいえないため、本号ただし書イには該当しない。

エ 審査請求人は本号ただし書ウの該当性についても主張するが、本件保有個人情報は、公務員である担任教諭等がその職務において作成した情報ではあるが、本件非開示部分については、前記イのとおり本人開示請求者以外の関係児童等の個人情報として本号本文に規定する保護すべき情報に該当するものである。

したがって、本号ただし書ウにも該当しない。

また、本件非開示部分には、全て本人開示請求者以外の個人が発言した情報、あるいは行動したことを担任教諭が見聞きしたことに関する情報が、具体的かつ詳細に記録されており、その内容は法令等の規定により又は慣行として本人が知ることができ、又は知ることが予定されている情報とはいえない。

したがって、本号ただし書アにも該当しない。

(4) その他

本件処分の妥当性の判断に影響するものではないが、審査請求人が主張していること等について、以下申し添える。

ア 開示決定等の期限について

審査請求人は、本件処分の決定が条例第26条第1項の規定どおりに「開示請求

があった日の翌日から起算して14日以内に」なされていないと主張している。

そこで、当審査会で実施機関に確認したところ、次のとおり説明があった。

平成29年3月3日に特定区の区政推進課で受け付けられた本件本人開示請求に対して、開示請求があった日の翌日の同月4日から起算して14日目に当たる同月17日に本件処分の決裁が完了し、同月18日から同月20日までの休業日の後の同月21日に本件処分に係る決定通知書を発送している。

当審査会が確認したところ、横浜市の文書事務の手引きでは、対外的に発出する文書に発送年月日を記載することとされており、本件処分に係る決定通知書においてもこの取扱いにしたがって発送年月日が記載されている。

また、当審査会が本件処分に係る伺文書（「個人情報本人開示請求の一部開示決定について（3月3日）」平成28年度教北指第461号。以下同じ。）を確認したところ、平成29年3月17日に本件処分の決裁が完了し、決定がなされたことが記録されていた。なお、本件処分に係る伺文書の決裁完了日については、横浜市民局市民情報室市民情報課のウェブページにある行政文書目録検索を利用して確認することができる。また、処分の決定が行われた日である決裁完了日と、実際に文書を施行する発送日が異なることは、通常の業務執行に当たって生じ得ることである。

したがって、本件処分は条例第26条第1項に違反するものではない。

イ 訂正請求に対する実施機関の対応について

審査請求人は、本件保有個人情報に係る訂正請求に対する実施機関の対応等について疑念があると主張している。

そこで、当審査会で実施機関に確認したところ、次のとおり説明があった。

条例第35条第1項では、「訂正請求は、次に掲げる事項を記載した書面（以下「訂正請求書」という。）及び訂正請求の内容が事実と合致することを証明する資料を実施機関に提出してしなければならない。」と規定されている。しかしながら、本事例においては、審査請求人から個人情報1の複数の記述について個人情報訂正請求が行われた際に、条例に規定する訂正請求の内容が事実と合致することを証明する資料の提出がなく、手続要件を満たしていないとの判断から非訂正決定を行った。その後、実施機関において事実関係を確認したところ、対象保有個人情報中に学校いじめ防止対策委員会の構成員の一部である担任教諭、児童支援専任教諭及び学校長による打合せを、学校長が同委員会の開催と誤った認識

の上で記載したことが確認できたことから、職権により該当箇所の記載訂正を行った。また、保護者と学校とで事実認識が異なる、保護者と面談した学校職員の記述については、かっこ書で保護者の認識を併記した。

以上の実施機関の説明は特段不合理とはいえない。

ウ 虚偽記載の主張について

審査請求人は、開示された部分に虚偽の記載があるから非開示部分についても記載内容を確認するために開示すべきと主張している。しかしながら、当該記載は前記イのとおり認識の誤りによってなされたものであり職権により修正したという実施機関の説明は不自然とはいえず、虚偽があるとはいえない。また、非開示部分を開示することが必要と判断できる資料の提出や根拠の提示もなく、虚偽があるという審査請求人の主張のみをもって、当審査会として条例に規定する非開示理由に該当する非開示部分を開示することの根拠があると判断することはできない。

エ 本人開示請求について

実施機関が保有する個人情報には、当該本人開示請求者である個人に関する個人情報の中に、本人以外の他者の個人情報が含まれている場合がある。

法定代理人が本人に係る本人開示請求をしたときは、仮に対象保有個人情報の中に法定代理人の情報が記載されていたとしても、当該法定代理人の情報は本人開示請求者以外の個人の情報として扱われる。したがって、当該法定代理人の情報の開示を求める必要がある場合は、法定代理人が自らを本人とする個人情報本人開示請求手続を行う必要がある。

(5) 結論

以上のとおり、実施機関が、本件保有個人情報を条例第22条第3号に該当するとして一部開示とした決定は、妥当である。

(第一部会)

委員 松村雅生、委員 小林雅信、委員 山本未来

《 参 考 》

審 査 会 の 経 過

年 月 日	審 査 の 経 過
平成29年4月28日	・実施機関から諮問書及び弁明書の写しを受理
平成29年5月18日 (第213回第三部会) 平成29年5月19日 (第303回第一部会) 平成29年5月26日 (第315回第二部会)	・諮問の報告
平成29年5月30日	・審査請求人から意見書を受理
平成29年6月12日	・実施機関から審査請求人の反論書の写しを受理
平成30年3月27日 (第313回第一部会)	・審議
平成30年5月18日 (第315回第一部会)	・審議
平成30年6月26日 (第316回第一部会)	・審査請求人の意見陳述 ・審議
平成30年7月24日 (第317回第一部会)	・実施機関からの事情聴取 ・審議
平成30年8月28日 (第318回第一部会)	・審議
平成30年9月25日 (第319回第一部会)	・審議
平成30年10月23日 (第320回第一部会)	・審議
平成30年11月27日 (第321回第一部会)	・審議